
平和構築における自由主義とハイブリッド性

山下 光

<要旨>

本論は平和構築をめぐる近年の議論を整理することにより、その活動の現状や課題を把握することを目的とした。まず平和構築の主流をなしてきた自由主義平和構築（LPB）が前提とする自由民主主義的国家モデルを明らかにした後、このモデルに対する主な批判と、そしてその批判の中から生まれてきたハイブリッド平和構築論について、その意義と問題点を分析した。平和構築のあり方はこのようにして議論されてきたが、新たな理論的視座の台頭や国際秩序論におけるパラレルな議論の存在もある。結論ではこうした点に触れつつ、今後も新たな考察が生れてくる可能性があることを示唆した。

はじめに

現代の平和構築（および平和構築的な諸任務を担う平和維持活動）においては、近代西洋的な経験を背景とした主権国家の建設（再建）を実質的目的とする考え方が主流になっている。しかし近年では、このモデルへの批判や代替モデルを提示しようとする取り組みも存在し、活発な議論が行われている。

本論は平和構築を再考する近年の動きを整理検討し、平和構築の現状と展望を把握しようとするものである。まず、平和構築の主流となってきたモデル（自由主義平和構築）を概観したあと、それに対する批判の主な背景と論点を抽出する。第3節では批判の主な形態であるハイブリッド平和構築論を取り上げ、その意義や同論における課題を考察する。結論では、以上の議論が持つ意味合いを、今後の検討課題も含め考察する。

1. 自由主義平和構築論

まず、自由主義平和構築（liberal peacebuilding：LPB）論を概観することから始めたい。その名前の通り、LPB 論は現在主流をなす平和構築が強い自由主義的な性格を持つことに着目し、この思想的前提を批判的検討に付すための立論である。他の論争的概念同様、LPB の意味は論者により異なるニュアンスがあるが、基本的な理解は共通している。ドミニク・ゾーム（Dominik Zaum）の表現を借りれば、それは「第1に自由主義的な西側諸国により実施され、第2に大規模な人権侵害への対応や国際的な保護責任のもとでの実施といった自由主義的な動機に基づいており、第3にそうした介入は自由民主主義的な諸制度、人権、効果的で良質なガバナンスや経済自由化を促進し、それによって戦争を経験した国々へ平和と繁栄をもたらそうとする」特徴を有するものとして要約される¹。

ここで注意されるのが、LPB 論がある特定のモデルに依拠した国家の建設を示していることである。上掲引用の第3の特徴に示唆されているように、ここでの国家は自由民主主義的な制度や規範に基づくものが実質的には想定されている。つまり LPB とは、自由民主主義的国家モデルのポスト紛争社会に対する適用を目的として、自由民主主義を掲げる西側諸国が主導する形で行われる平和構築のことを意味していると、とりあえずは理解することができる。

では、LPB が持続的平和への処方箋として想定している国家のモデルとは何であろうか。それをやや図式的に示せば、次のような4つの要素からなるものとしてまとめることができる。

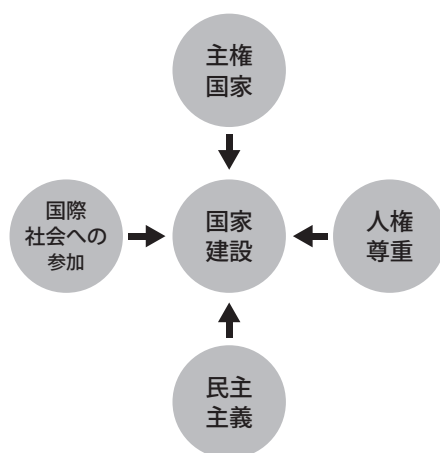


図1 自由主義平和構築論における「国家」

（出所）筆者作成。

¹ Dominik Zaum, “Beyond the ‘Liberal Peace’,” *Global Governance*, vol. 18, no. 1 (January-March 2012), pp. 121-122.

まず、近代主権国家としての地位や制度の確立が挙げられる。近代国家は領土、人民、政府からなる複合体であり、その中で政府は領土と人民を統治する機能を果たす。また主権的であるとは、その国家が他の主権国家から独立していること（対外的独立性）、そして国家運営を司る政府が国内にある他の組織体に対して優越した権威を有すること（国内的至高性）を主に意味している。これらを担保するために必要とされるのが、政府による暴力の独占と法の独占であり、両者を同時に独占し運営することによって国家は対外的な独立と国内的な秩序維持の実現を目指すことができる。マックス・ウェーバー（Max Weber）による主権国家の定義はあまりに有名であるが、こうした原理を捉えたものとしてやはりここで引いておきたい。

国家とは、ある一定の領域の内部で——この「領域」という点が特徴なのだが——正当な物理的暴力行使の独占を（実効的に）要求する人間共同体である。国家以外のすべての団体や個人に対しては、国家の側で許容した範囲内でしか、物理的暴力行使の権利が認められないということ、つまり国家が暴力行使への「権利」の唯一の源泉とみなされているということ、これは確かに現代に特有な現象である²。

近代主権国家の下で、そこに住む人々はその国の市民（citizen）となり、統治が及ぶ物理的な領域は領土（territory）となる。近代主権国家はこうして堅い殻のようにして組織された複合体であるから、それに対する自国以外の権威からの干渉は原則として認められない（内政不干渉、領土保全）。だが他方で、こうした主権国家は自らの手段によってのみその地位を維持できるわけではない。主権国家としての存在を効果的に続けていくためには、他の主権国家との間でお互いの主権的地位について承認を交わすことが不可欠である。相互に主権国家として承認し合うことによって、それが無い場合に生じ得る紛争などのコストを大幅に減らし、長期的な安定性を見通すことができるようになる。国家間の承認の文脈でやり取りされる「主権」はいわばクラブの会員資格のようなものであり、新たに主権国家たろうとする国は既存の有資格者（＝主権国家）からの承認を得る必要がある。主権という概念は国家を堅い殻にする一方で、他の諸国家との関係構築も不可欠なものとする概念なのである。

近代国家の確立と並んで重要な構成要素が、人権の尊重と民主主義である。近代主権国家の建設が社会の政治的な組織化の仕方を示す考え方であるとする、人権と民

2 マックス・ウェーバー（脇圭平訳）『職業としての政治』（岩波文庫、1980年）9-10頁。

民主主義はその組織化が何のために、またどのようにして行われるべきかを示す考え方である。人権は、個々の人間が人間であるが故に有する一連の権利を指すが、これは自由主義的な人間観に基づいている。自由主義では人間が自らの命運を自律的に決める自由が重視され、またそうした決定にかかる知的・倫理的判断能力を人間は（少なくとも潜在的に）有しているとされる³。だが、この自由や能力を現実のものとするためには、そのための社会的条件が整備されなければならない。人権概念は、その必要条件（決して十分条件ではない）を個々の人間に寄り添った形で表現したものであると言ってよい⁴。人間が自律的に思考し活動する能力を獲得・発揮する、つまり自由であるためにそれが不可欠であるという意味では、人権はきわめて自由主義的な概念なのである。

他方民主主義は、こうした自由主義的な人間観と近代主権国家の像とを結びつける役割を果たしている。自由主義の人間観からは、個人が自律的に活動し目的や利益を追求する姿がイメージされるが、これは上にみた主権国家の組織体としての強い権威・権限とは一見相反しているように見える⁵。だが自由主義は、国家が持つ権限の正当性が実は市民の権利に依拠しているという議論を展開することにより、国家は個人の権利と自由という目的を実現するための手段であるべき、という主張を導く。自由をよりよく実現するための社会的枠組みとして国家は存在し、政府は権限を行使すべきであり、その目的に反する活動を行う政府は正当性を持たないのである⁶。では、国家と個人（市民）との関係をこのように理解した場合、個人の意思を国家の意思にどのように反映させることができるのか。個人の自由と自律を主とし、国家の役割を従とするのであれば、この問いへの答えは人々自らが市民として集まり国家の意思決定を行うこと、つまり民主主義ということになる。この場合の参画には各個人が意思決定に

3 George Crowder, *Theories of Multiculturalism: An Introduction* (Cambridge and Malden: Polity, 2013), p. 39.

4 人権が担保されるだけで自由が実現するわけではない（人権の担保と自由の実現は同義ではない）という意味で、人権は自由にとって必要条件ではあるが十分条件ではないといえる。

5 国家主権も自律性の希求を主眼とする意味では自由主義と通じてはいる。だが、この場合の自律性は政府の権威を中心に組織された人民（集団）としてのそれであり、かくして組織された国家と個人との関係という問題は別のものとして残る。経験的に言っても、主権を持つ国家という形式は自由主義以外の政体（例えば冷戦期の社会主義、脱植民地社会の権威主義）とも共存可能であった。主権国家概念の歴史的な変遷については、代表的なものとして Robert H. Jackson, *Quasi-states: Sovereignty, International Relations, and the Third World* (Cambridge: Cambridge University Press, 1990); Stephen D. Krasner, *Sovereignty: Organized Hypocrisy* (Princeton: Princeton University Press, 1999); 篠田英朗『「国家主権」という思想—国際立憲主義への軌跡』(勁草書房、2012年)などを参照。

6 こうした主張をした代表的な論客がジョン・ロック (John Locke) である。また、国家の主権を責任として捉えなおした「介入と国家主権に関する国際委員会」(ICISS) の議論も、こうした論理の延長線上にあるものとして理解することができる。John Locke, *Two Treatises of Government*, Book II, Chs. VIII and IX, <https://oll.libertyfund.org/pages/john-locke-two-treatises-1689>; International Commission on Intervention and State Sovereignty (ICISS), *The Responsibility to Protect* (Ottawa: International Development Research Centre, 2001).

直接参加するものと、(現実の民主政体がほとんどそうであるように) 人民より選ばれた代表者を通じて参加する場合がある。だがどちらの場合にせよ民主主義は、国家の意思決定プロセスにおいて個人の自律と能力への尊重を促す自由主義的な役割を果たしていると言える。

最後の軸である国際社会への参加は、ここまで述べてきた3つの要請に伴って結果するものである。人権と民主主義を原則とし、個人の自律と自由実現を尊重する主権国家にとって重要な政治的価値はコミュニケーションの透明性と公正さ(アカウンタビリティ)である。人権を主張する場合、あるいは民主主義に則った意思決定を進める上においても、その主張あるいは決定のための検討が効果的になされるためには、コミュニケーションのなされる空間が公正かつ開かれたもの(何らかの外的勢力によって限定あるいは歪曲されていない)である必要がある。他方経済面では、この開かれた空間は市場の形をとり、そこでは財(資本)を私有する個人による利潤追求の行動が需給のメカニズムを通じて調整される⁷。そして国内の政治・経済運営で見られる自由主義国家のこうした振る舞いは、国際社会との関係においても同様に当てはまる。政治・外交上のやり取りにせよ、国際経済への参入にせよ、自由主義国家は透明かつ公正なコミュニケーションが取れる空間を必要とし、それを積極的に作り維持しようとする⁸。

さて、このようにイメージされる国家を紛争後の社会に建設しようとするのがLPBであるとすると、その活動は具体的にどのようなものを伴うのであろうか。そしてそうした活動からなる平和構築は、どのような点で自由主義的なものであろうか。まず「近代主権国家の確立」は、必要となる制度や人材等を整備する非常に包括的な取り組みを必要とするものの、上記した概説にも示唆されるように、必ずしもこの取り組み自体に強い自由主義性があるわけではない。やはり、LPBの自由主義的な性格をよりはっきりと活動において示しているのは「人権」「民主主義」「国際社会への参加」という残りの3つの要素のほうであろう。代表的な活動を例示すれば、まず人権分野では少数民族の保護および抑圧の防止、紛争中に行われた人権侵害に対する法正義の適用や

7 ロックの思想に典型的に見られるように、自由主義において財産の私有は生命、自由とならぶ原初的な人間の権利の一部をなしている(ロックの場合、これら3つが「所有権」を構成している)。資本主義と自由主義の関係をここで本格的に取り上げることは本論の射程を超えるが、少なくとも原理的なレベルにおいて、資本主義は経済活動における自由主義のあらわれと理解することはできるように思われる。ロックの所有権については例えば藤原保信『西洋政治理論史』(早稲田大学出版部、1985年)300-302頁参照。

8 この文脈で、民主政体の平和性を強調している「民主主義による平和」論も、その考察の過程で自由主義国家のこの側面を捉えていることは注意される。代表的な論考としてはBruce Russett and John R. Oneal, *Triangulating Peace: Democracy, Interdependence, and International Organizations* (New York: W.W. Norton, 2001); Michael Doyle, "Liberalism and World Politics," *American Political Science Review*, vol. 80, no. 4 (December 1986), pp. 1151-1169などを参照。

賠償、コミュニティ間の和解といった活動が考えられる。民主主義からは選挙制度の導入に伴うさまざまな手続きや能力の構築、武装勢力の政党への転換、市民団体の活動支援などが含意されるであろう。そして国際社会への参加からは、経済面では戦時経済の払拭と市場経済の導入やアカウンタビリティの確立（腐敗対策など）、外交的には国際機構や地域機構への参加や、国境を超えた諸問題に対処するための多国間の活動に対する貢献といったものが挙げられる⁹。紛争後の社会でこうした動きを促し、自由主義的な国家を建設することで持続的平和をもたらそうとするのがLPBなのである。

2. 批判の背景と意図

LPBが、自由民主主義的国家モデルのポスト紛争社会に対する適用を目的とした平和構築であるとして、ではそれがどのような批判的反応を生んできたのであろうか。具体的な平和構築の代替モデルを取り上げる前に、本節ではその批判の内容について整理しておきたい。

平和構築に対する批判は、平和構築の実績や実践上の問題を指摘するものと、平和構築の実践において想定されているモデルそのものの問題性を指摘するものの2つに大別される。

第1の批判には、①支援を実施する側の態勢に係るもの（資源や政治的意思の欠如、平和構築を担う部門間の調整の欠如、計画や目的設定の不明瞭性）と、②現地社会との関係構築の失敗に係るもの（現地側の認識や利益に対する不十分な考慮、一部の地域や社会層への偏った関与）がある。例えば国連ハイレベル独立パネル報告書（2015年6月）は、平和構築の「7つの過失」として以下を挙げている。

- ・ 社会現実を無視した、定型モデルの押し付け
- ・ 当該国自身の優先順位の無視
- ・ 支援側主導の支援、改革における技術的・非政治的アプローチ
- ・ 財政面（不足、制約）の考慮の欠落
- ・ 戦略的計画、調整、統合の不在
- ・ 首都、エリートへの関心の集中

⁹ See, e.g., Roland Paris, *At War's End: Building Peace after Civil Conflict* (Cambridge: Cambridge University Press, 2004), p. 19.

・ 社会レベルでの和解、信頼醸成支援の看過¹⁰

これらは一般化された表現で纏められており、後段で述べる第2の批判と通じるところがあるものの、報告書の視点はあくまで1990年代以降実践されてきた平和構築の経験やそれへの反省に基づく経験的なものである。実際、平和構築の取り組みが十分な成果を挙げていない、あるいは新たな問題を引き起こしているという指摘は繰り返さされてきた。例えば東ティモールでは1999年から2005年にかけて暫定統治を含む大規模な平和構築支援が行われたにもかかわらず、翌2006年に紛争が再発している。1990年代から国連、欧州連合（EU）、北大西洋条約機構（NATO）、欧州安全保障協力機構（OSCE）などが協力する形で重厚な支援が展開したボスニアとコソボでは、紛争が再発する事態にまでは至っていないものの、現地集団間の緊張関係が継続するとともに組織犯罪なども跋扈し、不安定要素を慢性的に抱えた状態にとどまっている。大規模な平和構築が奏功しなかったこれらの事例に加え、平和構築に伴う新たな制度（選挙、市場経済）の導入が社会の混乱や対立の先鋭化を招いているとの指摘や、外部による包括的介入と和平プロセスの管理が現地社会による自発的な取り組みを阻害し、国際支援に対する一種の依存体質を助長すべく作用するとの批判もなされるようになってきている¹¹。

第1の批判は平和構築が平和や安定性の創出において十分な結果を出せていないだけでなく、意図しない副作用をも現地社会に生んでいるというものであった。第2の批判もこうした経験的な批判を重要な契機としているが、より理論的方向への昇華がみられる。すなわち、上記したような問題点や副作用が発生してしまう原因を、現在の平和構築が依拠しているモデルそのものの限界に見出そうとするのである。ここで議論の視座を提供するのは、第1の批判でも示唆されている、現地社会と平和構築のモデルとの関係性である。LPBにおいては、自由民主主義的国家モデルが普遍的な優位性と有効性を持つものとされ、多様な背景や性格を持つポスト紛争社会に対しても概して一律に適用がなされる。このモデルを適用するのも国連や地域機構、国際

10 Report of the High-level Independent Panel on Peace Operations on Uniting Our Strengths for Peace: Politics, Partnership and People, UN Doc. A/70/95-S/2015/446, June 17, 2015, paras. 134-140.

11 Roland Paris, "Critiques of Liberal Peace," in *A Liberal Peace? The Problems and Practices of Peacebuilding*, ed. Susanna Campbell, David Chandler and Meera Sabaratnam (London and New York: Zed Books, 2011), p. 33-36; Christopher S. Chivvis, "Back to the Brink in Bosnia?" *Survival*, vol. 52, no. 1 (February-March 2010), pp. 97-110; Francesco Strazzari, "L'Oeuvre au Noir: The Shadow Economy of Kosovo's Independence," *International Peacekeeping*, vol. 15, no. 2 (April 2008), pp. 155-170. ただし、平和構築（類似したことは平和維持にも言える）の個別的な「失敗」は同定しやすいものの、その「成功」をどのように判断するのかについては常に分析上の困難を伴い、論点の一つとなってきたことは留意しておきたい。Paris, "Critiques of Liberal Peace," pp. 44-45 and note. 12.

NGO など、自由主義諸国でその多くが設立されている外部アクターであり、平和構築はこれら外部アクターの主導の下で実施される。平和構築の成否（それがどのように定義されるものであれ）を握るのはしたがって外部アクターの働きであり、LPB のモデルが「適用」される現地社会は平和構築の主体的なアクターとして認識されない。第2の批判の出発点は、こうした「自由主義の傲慢さ」¹² に対する知的（倫理的といってもよい）違和感である。そしてこの違和感から、現地社会の実情を踏まえた平和構築の進め方を考えようとするのである。

これは第1の批判についても当てはまることであるが、第2の批判を展開する論客においても、それをもって平和構築や平和維持からの全面的な撤退を唱えているわけではない¹³。紛争後の困難な状況に際して何らかの国際支援は必要であるという認識はLPBを擁護する論客同様に有している¹⁴。しかし、LPBのモデルを批判する一方で紛争後の社会に対する国際支援は否定しないのであれば、LPBに代わる平和構築のやり方を提示しなければならない。LPB批判を展開する論者がLPBに代わる平和構築のモデルを提示しようとしていることには、この動機がある。

3. ハイブリッド平和構築論

（1）概要と意義

そうした代替モデルとして2010年代初頭頃から盛んに議論されるようになってきたのが、ハイブリッド平和構築論と呼ばれる立論である。ハイブリッド平和構築とは、現地社会との対話を通じて自由主義的な要素と非自由主義的な要素を組みあわせ、平和構築を進めていこうとする考え方である。本節では、この考え方をやや詳しく見ていく。

まず、ハイブリッド平和構築を導く中心的な概念はハイブリッド性（hybridity）である。アナ・ヤースタッド／ロベルト・ベローニ（Anna K. Jarstad/ Roberto Belloni）によれば、ハイブリッド性とは「自由主義的および非自由主義的諸価値、制度、アクターが共存する状態」（a state of affairs in which liberal and illiberal norms, institutions,

12 Oliver P. Richmond and Jason Franks, “Liberal Peacebuilding in Timor Leste: The Emperor’s New Clothes?” *International Peacekeeping*, vol. 15, no. 2 (April 2008), p. 187.

13 平和活動を含めた外部からの不介入を主張した代表的なものとしては以下を参照。Edward N. Luttwak, “Give War a Chance,” *Foreign Affairs*, vol. 78, no. 4 (July/August 1999), pp. 36-44.

14 Susanna Campbell, David Chandler and Meera Sabaratnam, “Introduction: The Politics of Liberal Peace,” in Campbell, Chandler and Sabaratnam, *A Liberal Peace?* pp. 4-5.

and actors co-exist) を意味する¹⁵。LPB が自由民主主義国家モデルを形作る価値、制度やアクターのセットのみからなっているとすると、ハイブリッド平和構築ではそれらに加え、現地社会で伝統的な制度・価値観・アクターも平和構築に貢献しうる要素として認識される。ハイブリッド平和構築で含まれる諸要素を、LPB と対比しつつ例示したものが表 1 である。

表1 自由主義平和構築とハイブリッド平和構築の基本的な違い（例示）

	自由主義平和構築	ハイブリッド平和構築
制 度	市場経済、民主主義（議会、選挙等）	+伝統的統治（宗教、民族、部族、家族）
価 値	統治の透明性、法の支配、人権	+父権主義、権威主義、宗教
担い手	公務員、政治家、自由なメディア、市民団体	+部族長、宗教権威、武装組織、マフィア組織

（出所）Anna K. Jarstad and Roberto Belloni, “Introducing Hybrid Peace Governance: Impact and Prospects of Liberal Peacebuilding,” *Global Governance*, vol. 18, no. 1 (January-March 2012), p. 3 より筆者作成。

表 1 が示すように、ハイブリッド平和構築で潜在的に含まれるものには現地社会の伝統、エスニシティ、宗教を背景とするような権威や社会的鞆帯、またそれらを担うアクターが含まれている。特に武装組織やマフィア組織については、LPB からみれば平和構築のアクターとしては認めがたいかもしれない。だが、現実の平和構築が実施されるポスト紛争期の社会でこうしたアクターが存在していることはむしろ常態的であり、外部から平和構築支援を行う組織は、それらにも関与していかざるを得ない状況にしばしば置かれる¹⁶。ハイブリッド平和構築は、この現実を踏まえた概念枠組みとして提起されている。もう一つ留意したいのは、この表で 2 つに分けられている制度、価値、アクターは、「国際社会対現地社会」の構図と一致するわけではない、という点である。非自由主義的な諸要素については現地社会に由来するものと考えられる一方で、LPB の諸要素については外部から持ち込まれるだけでなく、現地社会の中にも——伝統そのものの一部として、あるいは現地社会のアクターが LPB の価値や制度を取り入れることを通じて——見出すことができる可能性がある。「ローカルなもの

15 なお、キース・クロウゼ（Keith Krause）の定義（「外部アクターの意図や目的が現地アクターの利益やパワーによって曲げられ、それと混ざり合って新たなガバナンスの諸形態をなすこと」）はアクター間の関係に着目した定義であるが、下で指摘するようにアクターの内部性・外部性と自由主義と非自由主義の区別は必ずしも一致するわけではない。本論は自由主義的であることが特徴である LPB への批判を取り上げていることから、ヤースタッド／ペローニの定義を出発点として取り上げている。Keith Krause, “Hybrid Violence: Locating the Use of Force in Postconflict Settings,” *Global Governance*, vol. 18, no. 1 (January-March 2012), p. 40.

16 Jarstad and Belloni, “Introducing Hybrid Peace Governance,” p. 3.

は一枚岩でもなければ、自由主義諸規範と相いれないわけでは必ずしもない」のである¹⁷。

こうした含みを持ちつつも、ハイブリッド平和構築は、平和構築を自由主義、非自由主義諸要素の組み合わせからなるハイブリッドな過程として捉えている。とすると、その平和構築が具体的にどのような過程をたどり、どのようなポスト紛争社会のガバナンスを形成していくのかは、自由主義的要素と非自由主義的諸要素との組み合わせの仕方に依存することになる（表2）。

表2 ハイブリッド平和構築におけるガバナンスの類型

自由主義的		非自由主義的	
ウェストファリア型	（非公式価値・制度による）影響型	（伝統的諸制度の国家への）包摂型	（非自由主義的諸制度による国家）支配型
自由主義平和構築の理想モデル ・民主主義的統治 ・市場経済 ・近代的国民国家	近代自由主義国家制度が存在・機能しつつ、他方でその運用の仕方には伝統的・非自由主義諸制度やアクターが非公式な影響力を持つ ・例）人事、立法における部族バランスへの配慮	伝統的・非自由主義的諸制度やアクターが国家制度・組織の一部として正式に位置づけ ・自由主義的組織・制度も共存 ・（例）部族長会議、慣習法の正式な取り込み	伝統的・非自由主義諸制度やアクターが国家組織を実効支配 ・自由主義的組織・制度は機能せず（存在していても形式のみ） ・（例）軍閥等による統治機構の支配

（出所）Jarstad and Belloni, “Introducing Hybrid Peace Governance,” Figure 1 (p. 2) ; Belloni, “Hybrid Peace Governance,” pp. 24-27 より筆者作成。

表2はベローニによる類型整理である。表の左側（ウェストファリア型）が上掲した自由民主主義的国家モデルであり、自由主義的要素のみからなるガバナンスの形態であるとする、そこから右側に行くにつれ非自由主義的要素の度合いが強まっていく。自由主義と非自由主義の関係について、ベローニはここでは「影響型」「包摂型」「支配型」という類型を提示したわけであるが、重要なのはこれら類型や区別の妥当性というより、こうした類型の把握を可能とするような認識枠組みが提出されているという点である。つまり、LPBが平和構築について一つのモデル（ウェストファリア型）のみを持つ考え方であるのに対し、ハイブリッド平和構築においては自由主義と非自

17 Roberto Belloni, “Hybrid Peace Governance: Its Emergence and Significance,” *Global Governance*, vol. 18, no. 1 (January-March 2012), p. 23.

由主義という2つの「極」が存在し、その両者間のグラデーションのどこかを占めるものとして実際の平和構築過程が理解されることになる。平和構築を分析する概念として見た場合、ハイブリッド平和構築にはLPBにはない柔軟性と発見的な意義があると言えるであろう。

(2) 議論と課題

ハイブリッド平和構築論の分析的意義は上に記した通りであるとして、ではその実践的意味合いは何であろうか。言うまでもなく平和構築は実践されている活動であり、ハイブリッド性のような新たな概念は実践上の意味合いも含んでいる。とすると、ハイブリッド性を平和構築の実践におけるガイドとして捉えた場合、どのような意義があるか問うことは必要な作業であるように思われる。そしてここで問題になるのが、自由主義的諸要素と非自由主義的諸要素の望ましい関係について、ハイブリッド平和構築はどのような理解を示しているのか、という点である。上に見たように、ハイブリッド平和構築は両方の要素が多様なバランスやバリエーションで共存している状態を描写しうる、分析上の枠組みを提供している。この枠組みを用いて、自由主義的な要素と非自由主義的な要素の関係を事例に即して分析した論考も出されるようになってきている¹⁸。だがそのことは、ハイブリッド平和構築に含まれるすべての「平和構築」を是認することを直ちに意味するわけではない。ベローニの類型に即していえば、例えば「支配型」のハイブリッド統治は分析あるいは描写上の類型としては考えられるとしても、平和構築においてそれを目指すべきかどうかについては議論がありうるであろう。

では、どのようなハイブリッド（まで）が平和構築で行うべき実践として含まれるべきなのか。これは、ハイブリッド平和構築の実践を特徴づけるという意味で重要な論点である。しかし実はこの点について、議論は必ずしも一致しているわけではないように見える。その理由は、非自由主義的な平和構築に何を期待するのか（できるのか）についての評価にかなりのバラつきがあるためである。まず、論者の間でコンセンサスがあるのは、現地社会特有の価値、制度やアクターは現地社会に根付いたものであるがゆえに、それが自由主義から逸脱する性格を持っていたとしても一定の正当性を

18 See, e.g. Oliver P. Richmond and Audra Mitchell (eds.), *Hybrid Forms of Peace: From Everyday Practice to Post-Liberalism* (New York: Palgrave Macmillan, 2012), Chs. 4-15; Kristine Höglund and Camilla Orjuela, "Hybrid Peace Governance and Illiberal Peacebuilding in Sri Lanka," *Global Governance*, vol. 18, no. 1 (January-March 2012), pp. 89-104; Anna K. Jarstad and Louise Olsson, "Hybrid Peace Ownership in Afghanistan: International Perspectives of Who Owns What and When," *Global Governance*, vol. 18, no. 1 (January-March 2012), pp. 105-119; Roger Mac Ginty, "Hybrid Governance: The Case of Georgia," *Global Governance*, vol. 19, no. 3 (July-September 2013), pp. 443-461.

有する、という点である。これは、現地社会はその社会自身の平和構築において正当性を持つことの自明性に由来するが、LPBに対する上述の批判（LPBのモデルと現地社会とのズレ）の文脈でいえば、その批判を違う形で——すなわち、自由民主主義的国家モデルが現地社会にとって異質なものであり、正当性を欠いていること——言い換えたものでもある。平和構築において近年「ローカル・オーナーシップ」や現地社会に対するアカウンタビリティが広く指摘されているのも、現地社会を平和構築の正当性ある本来の主体として尊重しようとするこうした考え方の反映であると言えることができるであろう¹⁹。

だが、現地社会の諸要素への関与が平和構築の正当性を高める点についてのコンセンサスを超えると、評価は分かれてくる。一方では、非自由主義的な現地の諸要素に、LPBとそれを推進する外部アクターの影響力や圧力に対抗する、あるいはLPBの「失敗」を是正するポテンシャルを見出そうとする議論がある。この立場の代表的な論者であるロジャー・マギンティ（Roger Mac Ginty）とオリバー・リッチモンド（Oliver Richmond）は、そうした可能性として次のようなハイブリッド平和構築の姿を提示している。

ポジティブなハイブリッドをなす——したがって解放的で社会的に正しい——平和は、既存の力関係の中で起きる力の流れが生み出すジレンマを、その諸関係に周縁的な立場で捕らわれている人々の視点から段階的に解決していくことをもたらすであろう。これにはサブアルタン（subaltern、従属的な社会集団[引用者注]）にはおなじみの諸問題、すなわち抵抗を用いることによって改革を生んだり、あるいは権力保持者の要求を受け入れることについての諸問題、を含んでいる（中略）。この立ち位置は、外部によって決定された積極的・消極的平和の枠組みの視点からはやや異なる視点を提供する。それはまたアイデンティティ、歴史的・文化的実践、そして正義に関する諸問題にも踏み込むものであり、それらと国際的な諸規範との間の緊張は無視するのではなく解決していく必要があるという意味を帯びているのである²⁰。

引用は極めて抽象的な表現を使っているが、ここで強調されているのは社会の周縁

19 See, e.g., Sarah B.K. von Billerbeck, *Whose Peace? Local Ownership and United Nations Peacekeeping* (Oxford: Oxford University Press, 2017), Ch. 3. Cf. Séverine Autesserre, *The Trouble with the Congo: Local Violence and the Failure of International Peacebuilding* (Cambridge: Cambridge University Press, 2010), pp. 42-47.

20 Roger Mac Ginty and Oliver Richmond, “The Fallacy of Constructing Hybrid Political Orders: A Reappraisal of the Hybrid Turn in Peacebuilding,” *International Peacekeeping*, vol. 23, no. 2 (April 2016), p. 230.

あるいは従属的（サバルタン）な立場に置かれている人々のエンパワーメントである。平和構築が実施される社会には階層など固定化した不均衡な権力関係や不平等性が存在し、そこでエリートをなす層が平和構築の現地におけるカウンターパートとなる可能性が高い。こうして国際アクターとそれに戦略的計算により同調する現地エリートとが交渉して平和構築が行われる場合、それは表面的にはハイブリッドをなしているように見える²¹。だがこのタイプのハイブリッド平和構築（マギンティ／リッチモンドはこれをネガティブなハイブリッドと呼ぶ）では当該社会の権力関係は従来のままであり、したがってそれに伴う、紛争の原因ともなる可能性がある不平等性や差別は手つかずのまま残されることになる²²。この点を克服するためには、現地社会で抑圧されている社会集団を後押しすることで、現地の社会関係をより「公正」なものへと変えていく必要がある。こうした、現地社会とより深いレベルでの対話に基づくハイブリッドな平和を実践するためには、「サバルタンな主体によって定義されたところの、共感的・解放的なアプローチ」が必要なのである²³。

要するに、非自由主義的な平和構築の要素にここで期待されているのは、自由民主主義的国家モデルの現地への「適用」によってむしろ強化されてしまうかもしれない現地社会の中の矛盾や不平等を是正し、それらに苦しむ人々を解放する可能性である。こうした深いハイブリッド性の視点からは、LPBを担う国際アクターだけではなく、それに同調することで既存の権力や利益を守ろうとする現地社会の支配層にも建設的批判を行うことができるようになるといえるであろう。

だが他方、現地社会による非自由主義的な平和構築の要素にこうした可能性を見出そうとする議論には、懐疑的な見方もある。そうした見方を要約的に提示しているのがサラ・フォン・ビラーベック（Sarah B.K. von Billerbeck）である。同氏が取り上げているのは平和維持のあり方をめぐる近年の論争なのであるが、その議論の構図（リベラル平和維持対コミュニタリアン平和維持）は本論のテーマである平和構築のそれと実質的に重なり合うものであるため、ここではそれを援用して議論を進めたい。さて、ビラーベックによると、現地社会の伝統や価値を重視した平和活動の方向性に対する批判には主として①効果への疑問、②ローカリズム・伝統主義の理想化、③自由主義規範に反する活動の国際化、という3つが挙げられるという。①の批判は、伝統的紛

21 こうした視点に着目した研究として、例えば以下を参照。Christoph Zürcher, “The Liberal Peace: A Tough Sell?” in Campbell, Chandler and Sabaratnam, *A Liberal Peace?* pp. 69-88.

22 同様に、現地社会の担い手・価値・制度の中に自由主義的要素を見出し、LPBの既存の枠組みと組み合わせで運用しようとする姿勢もまた、「戦略的・自由主義的な国際目標に役立つようローカル・アクターを働かせよう」とする道具主義的なものであるとして批判される。Mac Ginty and Richmond, “The Fallacy of Constructing Hybrid Political Orders,” p. 225.

23 Ibid., pp. 230 and 233 (quotes from p. 230).

争管理・解決手法の活用の潜在的価値は認めつつも、それをPKO要員などが実践した実績はほとんどなく、したがってそれがLPBに勝る成果を挙げ得るのかどうかの検証が不可能であるという批判である。②の批判は、LPBに対する批判を意識するあまり、伝統的アクターによる暴力や政治的・戦略的振る舞いを看過する姿勢につながるのではないかと、いうものである。また、そもそも紛争が発生し、国際平和活動が必要となってしまったこと自体が伝統的紛争解決手法の限界を示すのであり、その意味で伝統的手法の妥当性や効果は疑ってかかる必要があるのではないかと、いう指摘もこの文脈でなされている。③は、平和維持・構築のための国際活動では自由主義の原則が規範化しているため、伝統的価値や手法を取り入れることで、国際要員にその規範から逸脱する行動を強いることになるのではないかと、いう批判である。第1の批判同様、この批判も伝統的紛争管理・解決手法に一定の価値を認めているが、他方でそれを国際要員がどのように行っていくのかについては現実的な検証が必要であることを指摘するのである²⁴。

これらはいずれもハイブリッド平和構築の実践に係る、効果的な批判であるように思われる。前段で紹介したマギンティ／リッチモンドの議論も、それら批判のうち特に②に対する反論という性格を持っている。すなわち彼らの言う「ポジティブなハイブリッド」には、現地社会のアクター、制度や価値をローカルであるだけで理想化し容認するのではなく、その中にある緊張関係や矛盾を露呈させ、それらが解消されるような社会関係の変革を導く可能性が含まれていると解釈することができるのである。

だが、このように理解したとしても、少なくとも2つの問題がまだ残されている。第1の問題は、「解放」されるべきローカルなアクター・制度・価値とは何であるのかの説明が具体性を欠いたままであることである。この点は、彼らの立論の仕方にも関係している²⁵。ハイブリッド平和構築論は、自由主義と非自由主義の対立、そしてそれらと緩く並行して対置される国際的プレゼンスと現地社会との対立を基本的な構図とし、後者の立場から前者を批判的に検討する、という展開の仕方をとる。「非自由主義 (non-liberal)」という形容が既に示唆するように、この構図において非自由主義的な平和構築の諸要素の存在は、LPBの諸要素を前提として——すなわち、それらから排除されているものとして——同定される。非自由主義的な平和構築の要素がこのようにしてLPBにいわば逆説的に依存している限りにおいて、それら諸要素やそれを含むハイブリッド平和構築の輪郭を積極的に定義することが困難になる。マギンティ／

24 von Billerbeck, *Whose Peace?* pp. 63-65.

25 David Chandler, "The Uncritical Critique of 'Liberal Peace,'" in Campbell, Chandler and Sabaratnam, *A Liberal Peace?* p. 181.

リッチモンドの議論は一步踏み込んだ形で「真にローカル化したハイブリッド性」²⁶の姿を示そうとしていると思われるが、そうすることにより却って議論の抽象度は増してしまっているように思われる。

第2の問題点は、周縁あるいは従属的（サバルタン）な立場に置かれている人々のエンパワーメントという考え方自体の自由主義性である。既存の平和構築から排除されかねない人たちを平和構築の枠組みやプロセスに包摂することが重要であるのは、彼らの人間としての自律性・主体性を尊重しその実現を支援する必要があるためであるが²⁷、LPBの概要を整理した節で見たように、人間の自律的判断能力の重視は自由主義にとって本質をなす思想である。その意味でいえば、周縁的・従属的人々の平和構築におけるエンパワーメントとは、こうした人々（それがどのようなものであれ）においても自由主義的な自律性と主体性を確立しようとする動きとして解釈することもできる²⁸。マギンティ／リッチモンドの議論がかくして自由主義との関係において両義的なものである——すなわち既存の平和構築の自由主義性に対する批判であると同時に、平和構築における自由主義の徹底化としても理解できる——とすると、ハイブリッド平和構築のLPBに対する批判の力も非常に弱いものになってしまうであろう。

これらの問題点はいずれも、ハイブリッド平和構築論にとって重い課題を突き付けている。ハイブリッド平和構築をめぐる議論は現在も続けられているが、ハイブリッド性が平和構築の実践を導く概念となっていくためには、さらなる議論の積み重ねが必要であろうと思われる。

おわりに

本論は平和構築をめぐる近年の議論を整理することにより、その活動の現状や課題を把握することを目的とした。平和構築の主流をなしてきたLPBは自由民主主義的国家モデルのポスト紛争社会に対する適用を目的として、自由民主主義を掲げる西側諸国が主導する形で行われる平和構築のあり方であり、具体的には①近代主権国家としての地位や制度の確立、②人権の尊重、③民主主義、そして④国際社会への参加を重

26 Mac Ginty and Richmond, "The Fallacy of Constructing Hybrid Political Orders," p. 233.

27 Ibid., p. 229; Oliver P. Richmond, "Resistance and the Post-Liberal Peace," in Campbell, Chandler and Sabaratnam, *A Liberal Peace?* p. 238.

28 Roland Paris, "Saving Liberal Peacebuilding," *Review of International Studies*, vol. 36, no. 2 (April 2010), p. 356.

要な構成要素とする。これらからなる国家と社会のモデルの適用を持続的な平和に向けた処方箋であると考えるのがLPB論であるが、これに対しては実績や実践上の問題から批判を向ける動きと、モデルそのものの妥当性を疑問視する批判とが存在してきた。そして後者の理論的な批判から生まれてきたのがハイブリッド平和構築論である。

ハイブリッド平和構築論は、自由民主主義的国家モデルを前提とした平和構築に対し、そこから外れる、当該社会に特有の平和構築アクター、制度や価値に着目し、それとの対話（交渉）を通じてより多様な平和構築を進める方向性を提起している。その核をなすハイブリッド性概念は、平和構築において自由主義、非自由主義の組み合わせが持ちうる無数のパターンを描写する有効な分析の視点を提供している。他方、ハイブリッド平和構築をどのように実践していくのか、どのようなハイブリッド（まで）が望ましいのか、といった点については曖昧かつ抽象的な部分がいまだに多く、平和構築の実践を導く上では課題となっている。

以上が本論のここまでの議論であるが、最後に2点ほど簡単に指摘して本論を締めくくりたい。第1は、ハイブリッド平和構築論の今後の発展性についてである。前節でマギンティ／リッチモンドの議論に即して指摘したように、同論が平和構築という活動のデザイン一般を変えていくには、例えば自由主義的諸要素と非自由主義的諸要素との間の対話の進め方といった点について、実践例を踏まえた経験的な知見の蓄積と体系化が必要であろうと思われる。さらに言えば、ハイブリッド性以外にも平和構築論に代替的な視点をもたらす概念が出てくる可能性もある。例えば、「レジリエンス」(resilience、強靱性)概念を平和構築に適用しようとする試みがある。レジリエンスは工学などで用いられていた概念であるが、医学や心理学など他分野にも適用されるようになり、近年は災害救援や平和構築の文脈においても使われるようになってきている²⁹。デヴィッド・チャンドラー (David Chandler) によれば、レジリエンスは「危機に対処する社会の内的能力」として理解されており、特に意識されているのは支援の外的供給とは区別された、社会自身の自己組織化と内的対処能力の発展である³⁰。すなわち、平和構築のプロセスが不確実性に満ちた複雑なプロセスであることを認めた上で、そうした流動的状况においても自己を組織し対応していく能力を現地社会に

29 Ken Menkhaus, "Making Sense of Resilience in Peacebuilding Contexts: Approaches, Applications, Implications," Geneva Peacebuilding Platform Paper 6, 2013, https://www.gpplatform.ch/sites/default/files/PP%2006%20-%20Resilience%20to%20Transformation%20-%20Jan.%202013_2.pdf; Jennifer Milliken, "Resilience: From Metaphor to an Action Plan for Use in the Peacebuilding Field," Geneva Peacebuilding Platform Paper 7, 2013, https://www.gpplatform.ch/sites/default/files/PP%2007%20-%20Resilience-From%20metaphor%20to%20an%20action%20plan_1.pdf.

30 David Chandler, "Rethinking the Conflict-Poverty Nexus: From Securitising Intervention to Resilience," *Stability: International Journal of Security & Development*, vol. 4, no. 1 (2015), p. 2.

見出し、それを支援していこうとするアプローチとして理解することができる³¹。平和構築のレジリエンス論はハイブリッド平和構築論以上に萌芽的であるが、LPB 論やハイブリッド平和構築論と大きく違うように思われるのは、自由主義対非自由主義という構図から出発しているわけではない点である。こうした議論が今後進展していくことがあれば、平和構築のこれまでの議論自体が大きく変わる可能性もあるであろう。

もう1つの論点は、平和構築論とより広い国際秩序論との関係である。平和構築をめぐる近年の議論はその自由主義性を中心的な論点として展開してきたが、これと類似した議論の軸をもって近年議論がなされるようになってきた問題領域に国際秩序論がある。そこでの基本的な問題認識も、既存の国際秩序が自由主義的なものであったという点から出発し、それが自由主義を標榜しない諸国の台頭によって挑戦を受けつつあるという問題提起に至っている。もちろん、平和構築論と国際秩序論の間で重要な相違点も存在する。例えば平和構築論ではLPB が批判的検討の対象となっているのに対し、国際秩序論において自由主義国際秩序はその価値を再認識しむしろ守っていくべきものとしてとらえられる傾向が強い³²。また、国際秩序論は国際社会全体であるのに対し、平和構築論は基本的には一国または地域の社会を対象としているという違いもある。だが全体としてみた場合、両論ともに現在の国際社会における自由主義的価値や原則が自明な重要性を持たなくなっている事態を異なる射程や仕方で示しているように見える。平和構築をめぐる今後の議論もこうしたよりマクロな問題領域との関連性から捉えることで、新たな考察を生む可能性があるように思われる。

(静岡県立大学)

31 Ana E. Juncos, "Resilience in Peacebuilding: Contesting Uncertainty, Ambiguity, and Complexity," *Contemporary Security Policy*, vol. 39, no. 4 (2018), pp. 559-574.

32 John G. Ikenberry, "Why the Liberal Order Will Survive," *Ethics and International Relations*, vol. 32, no. 1 (Spring 2018), pp. 17-29; Michael J. Mazarr and Ashley L. Rhoades, *Testing the Value of the Postwar International Order* (Santa Monica: RAND, 2018).

